

医療管理ニュース Vol.94

ちょっと待った！その投稿ホントに大丈夫？

InstagramやFacebookなどSNSの普及により，歯科医師の広告環境が変わってきています。広告を出しやすくなった反面，医療広告ガイドラインを守っていない場合は処罰の対象となるため注意が必要です。医療機関のHP，SNSのアカウントをお持ちの先生は適正な広告を心がけていただきますようお願いいたします。

＜SNSにおける広告形態と主な違反形態＞

SNSにおいて「プロフィール，投稿，返信」を用いて治療内容等を掲載すると医療広告となるため，医療広告ガイドラインを遵守した掲載が必要になります。

※SNS内に掲載されている「プロフィール，投稿，返信」の内容で違反となるケース

- 「虚偽広告」「誇大広告」「比較優良広告」「体験談」等が含まれている。
- 自由診療における限定解除要件が満たされていない。
- ビフォーアフター写真の画像付近に「治療内容および費用」「治療等の主なリスク，副作用」などの情報提供がなされていない。または詳細な説明が別のリンク先に掲載されている。
- 画像を処理している。

＜自由診療の広告における限定解除について＞

自由診療は一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため，原則として広告することができません。しかし，広告可能事項の限定解除要件を満たし，かつ禁止される広告に該当しない場合は，広告を行うことができます。

※限定解除要件

以下の4つの要件を全て満たすこと

- 患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること
- 患者等が容易に照会ができるよう，問い合わせ先を記載すること
- 治療等の内容，費用等に関する事項について情報を提供すること
- 主なリスク，副作用等に関する事項について情報を提供すること

＜SNSにおける注意点＞

- 医療機関への誘引を目的として患者の投稿や体験談の紹介をしてはならない。
- 患者の個人的な投稿に関しての規制はないが，投稿に対して「いいね」などリアクションした場合は規制の対象となる。
- インフルエンサーなどへ投稿依頼を行う場合は，広告である旨の明示が必要。

詳しい内容は県歯HP会員ページ＞お知らせ＞医療管理部に掲載しております「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書（第4版）」を参考にしてください。



(河田有祐)